

〔沿革〕 平成9年4月例規（警）第5号
平成28年8月例規（警）第36号

平成15年4月例規（警）第17号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成7年1月1日から実施することとしたので、適切な運用をされたい。

なお、幹部派出所事務取扱要綱の制定について（昭和50年例規（警・外勤）第11号）は、廃止する。別添

幹部交番事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、幹部交番における地域警察以外の事務の取扱基準及び報告、指揮の系統を明確にするとともに、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

幹部交番 千葉県警察基本条例（昭和29年条例第25号）第8条第2項に規定する交番のうち、警視又は警部の階級にある警察官を長とする交番をいう。

第3 幹部交番所長の責務

幹部交番所長は、管轄区域内の治安情勢を常に把握し、事務処理上必要とするものについては、署の主管課長と協議するとともに、次長及び署長に報告し、その指示に基づき的確な警察措置を行わなければならない。

第4 事件、事故の処理その他の事務の取扱範囲及び取扱方法

1 幹部交番において取り扱う事件、事故の処理その他の事務（訓令その他地域警察に関する諸規程に規定するものを除く。以下同じ。）の取扱範囲は、おおむね次のとおりとする。

（1）事件、事故の終結までの捜査

ア 事案の規模、態様、道路、発生時間等を考慮して、署長があらかじめ幹部交番での処理になじまないと認めたもの以外は、幹部交番の体制で処理するものとする。

イ 幹部交番の体制で処理する場合においても署から必要な支援をするものとする。

ウ 幹部交番の体制で処理している事案であっても、当該事案の発展又は推移により幹部交番の体制では処理できないものは、署の体制をもって処理するものとする。

（2）窓口行政事務、関係団体との連携等

幹部交番の体制等により、窓口行政事務、関係団体との連携等の一部を幹部交番で処理できるものとする。

2 幹部交番所長は、事件、事故の処理その他の事務の取扱いにあたっては、必要により署の主管課長と協議するものとする。

3 署の各課長は、主管事務のうち幹部交番において取扱う事件、事故の処理その他の事務について、幹部交番所長と共同の責任を負うものとする。

第5 報告及び指揮の系統

1 幹部交番を拠点として勤務する地域警察官以外の職員は、事件、事故の処理その他の事務を処理する際、あらかじめ幹部交番所長に報告した上、署の主管課長に報告し、指揮を伺うものとする。

2 幹部交番所長は、事件、事故の処理その他の事務に関して署長に報告又は指揮伺う場合は、原則として署の主管課長に連絡の上、行わなければならない。

3 前2の場合、署の主管課長は、幹部交番所長に対して必要な助言を行うものとする。

4 署の主管課長は、主管事務のうち幹部交番管轄区域内の事件、事故の処理その他の事務の取扱いについて、進捗状況や処理結果等を幹部交番所長に連絡するものとする。

5 幹部交番管轄区域内の事件、事故の処理その他の事務の取扱いについて、必要に応じて幹部交番所長を経て、署長の決裁を受けるものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 幹部交番所長は、管轄区域内の第一次的な治安責任を署長に代わって負うべきであることを認識し、部下職員を掌握し、効率的な運用に心がけること。
- 2 署の各課長は、主管の事務について署管内全体の責任を負うべきであることを認識し、幹部交番管轄区域内の事件、事故の処理その他の事務の取扱いについても、積極的に幹部交番所長と協議し、又は助言して確実な事務処理が行われるようにすること。